

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 無線局の定義及び無線局の限界に関する次の記述のうち、電波法（第2条）及び電波法施行規則（第5条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。この受信のみを目的とするものには、中央集中方式、二重通信方式等の方式により通信を行う場合に設置する受信設備等自己の使用する送信設備に機能上直結する受信設備も含まれる。
- 2** 「無線局」とは、免許人及び無線設備並びに無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。この受信のみを目的とするものには、中央集中方式、二重通信方式等の方式により通信を行う場合に設置する受信設備等自己の使用する送信設備に機能上直結する受信設備も含まれる。
- 3** 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。この受信のみを目的とするものには、中央集中方式、二重通信方式等の方式により通信を行う場合に設置する受信設備等自己の使用する送信設備に機能上直結する受信設備は含まれない。
- 4** 「無線局」とは、免許人及び無線設備並びに無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。この受信のみを目的とするものには、中央集中方式、二重通信方式等の方式により通信を行う場合に設置する受信設備等自己の使用する送信設備に機能上直結する受信設備は含まれない。

A-2 アマチュア無線局の落成後の検査に関する次の記述のうち、電波法（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数について検査を受けなければならない。
- 2** 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備について検査を受けなければならない。
- 3** 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行う検査を受け、その検査の結果を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。
- 4** 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。

A-3 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条、第23条、第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を **A** 、その旨を総務大臣に **B** なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **C** にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく **D** の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A	B	C	D
1 廃止するときは	申請し	1箇月以内	無線設備
2 廃止したときは	届け出	10日以内	空中線
3 廃止するときは	申請し	10日以内	無線設備
4 廃止したときは	申請し	1箇月以内	無線設備
5 廃止するときは	届け出	1箇月以内	空中線

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の免許人が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2及び別表第6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して **A** 以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して **A** 以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間（注3）について、電波法別表第6に定める金額 **B** を国に納めなければならない。

注1 その無線局の免許の日に相当する日（相当する日がない場合には、その翌日。）をいう。

2 その無線局の免許の日又は応当日をいう。

3 無線局の免許の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とし、起算日から当該免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合にはその期間とする。

- ② 免許人は、①により電波利用料を納めるときには、 **C** することができる。

	A	B	C
1	30日	300円	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
2	3箇月	500円	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
3	3箇月	300円	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
4	30日	500円	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納付

A-5 次の記述は、「スプリアス発射」及び「帯域外発射」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「スプリアス発射」とは、 **A** 外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを **B** に影響を与えないで低減することができるものをいい、 **C** を含まないものとする。

- ② 「帯域外発射」とは、 **A** に近接する周波数の電波の発射で **B** のための **D** において生ずるものをいう。

	A	B	C	D
1	指定周波数帯	基準周波数	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射	増幅の過程
2	必要周波数帯	情報の伝送	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射	変調の過程
3	必要周波数帯	情報の伝送	高調波発射、低調波発射及び寄生発射を含み、相互変調積及び帯域外発射	増幅の過程
4	指定周波数帯	情報の伝送	高調波発射、低調波発射及び寄生発射を含み、相互変調積及び帯域外発射	変調の過程
5	必要周波数帯	基準周波数	高調波発射、低調波発射及び寄生発射を含み、相互変調積及び帯域外発射	増幅の過程

A-6 無線設備の安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の3、第22条、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

- 2** 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。

- 3** 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気（注）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。

(1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合

(2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 4** 高圧電気（注）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、金属しゃへい体又は接地された絶縁しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

A-7 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り **A** によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り **B** によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起こり得る **C** によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 外囲の温度又は湿度の変化	電源電圧又は負荷の変化	気圧の変化
2 電源電圧又は負荷の変化	外囲の温度又は湿度の変化	振動又は衝撃
3 電源電圧又は負荷の変化	外囲の温度又は湿度の変化	気圧の変化
4 外囲の温度又は湿度の変化	電源電圧又は負荷の変化	振動又は衝撃

A-8 次に掲げる事項のうち、空中線の指向特性を定める事項に該当しないものはどれか。無線設備規則（第22条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 給電線よりの^{ふく}輻射
- 2 空中線の利得
- 3 水平面の主^{ふく}輻射の角度の幅
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであつて電波の伝わる方向を乱すもの
- 5 主^{ふく}輻射方向及び副^{ふく}輻射方向

A-9 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 **A** 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような **B** を与えないように運用しなければならない。ただし、 **C** については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	混信又はふくそう	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
2 他の無線局	混信又はふくそう	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信又はその他総務省令で定める通信
3 重要無線通信を行う無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信又はその他総務省令で定める通信
4 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信

A-10 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 2 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後に直ちに訂正しなければならない。
- 3 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 4 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。

A-11 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（注）の措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 1** 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 2** 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、自局の発射しようとする電波の周波数を1分間聴守しなければならない。
- 3** 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、擬似空中線回路を使用して自局の発射しようとする電波の周波数を測定しなければならない。
- 4** 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、送信機を通常の動作状態に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

A-12 次の記述は、自局の呼出し等が他の通信に混信を与える旨の通知を受けた場合等について述べたものである。無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその **A** なければならない。 **B** のための電波の発射についても同様とする。
- ② ①の通知をする無線局は、その通知をするに際し、分で表す概略の待つべき時間を示すものとする。

A

- 1** 呼出しを中止し
- 2** 空中線電力を低減させ
- 3** 呼出しを中止し
- 4** 空中線電力を低減させ

B

- 通報の送信
- 通報の送信
- 無線設備の機器の試験又は調整
- 無線設備の機器の試験又は調整

A-13 次の記述は、無線電信通信における応答について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第23条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ略符号を表すモールス符号が入るものとする。

- ① 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- ② ①の応答は、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項（以下「応答事項」という。）によって行うものとする。
(1) 相手局の呼出符号 3回以下 (2) DE 1回 (3) 自局の呼出符号 1回
- ③ ②の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「 **A** 」を送信するものとする。ただし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「 **A** 」の代わりに「 **B** 」及び分で表す概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が10分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

A

- 1** - . . . -
- 2** - . . . -
- 3** - . -
- 4** - . -

B

- 1** . - . . .
- 2** . - -
- 3** . - . . .
- 4** . - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 次の記述は、無線電信通信における通報の反復について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第23条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

相手局に対し通報の反復を求めようとするときは、「 」の次に反復する箇所を示すものとする。

- 1** - . . . - . -
- 2** . - . . - - . -
- 3** . - - . - - . . .
- 4** . - - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号のうち、「同一の伝送の異なる部分を分離する符号」を示す略符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 - . . . - .
- 2 - . . . -
- 3 . - .
- 4 . - . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号のうち、「そちらの信号の強さは、強いです。」を示すQ符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 --- . - . - . -
- 2 --- . - - . . ---
- 3 --- . - . - . - -
- 4 --- . - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する **A** が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して **B** 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する **A** が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、 **C** させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する **A** が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに **D** しなければならない。

A	B	C	D
1 電波の質	期間を定めて	その電波の質の測定結果を報告	その旨を当該無線局に通知
2 電波の周波数の安定度	臨時に	その電波の質の測定結果を報告	①の停止を解除
3 電波の質	臨時に	その無線局に電波を試験的に発射	①の停止を解除
4 電波の周波数の安定度	期間を定めて	その無線局に電波を試験的に発射	その旨を当該無線局に通知
5 電波の質	期間を定めて	その無線局に電波を試験的に発射	その旨を当該無線局に通知

A-18 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣が行うことができる処分に関する次の記述のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、3箇月以内の期間を定めて当該無線従事者の無線設備の操作の範囲を制限することができる。
- 2 総務大臣は、当該無線従事者について、期間を定めて他の資格の無線従事者国家試験を受けさせないことができる。
- 3 総務大臣は、3箇月以内の期間を定めて当該無線従事者がその業務に従事する無線局の運用の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、3箇月以内の期間を定めて当該無線従事者がその業務に従事することを停止することができる。

A-19 無線局（登録局を除く。）の免許人から総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 2 無線局の免許人は、有害な混信を受けたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 5 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-20 次の記述は、免許等を要しない無線局（注）に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局をいう。

- ① 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備の発する電波が他の無線設備の機能に **A** な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために **B** を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 **C** ことができる。

	A	B	C
1 継続的かつ重大		必要な措置をとるべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
2 重大		必要な措置をとるべきこと	その設備の所有者又は占有者に対し、その措置に関し報告を求める
3 重大		その設備の使用を中止する措置をとるべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
4 継続的かつ重大		その設備の使用を中止する措置をとるべきこと	その設備の所有者又は占有者に対し、その措置に関し報告を求める

A-21 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 構成国は、 **A** の秘密を確保するため、使用される **B** 措置をとることを約束する。
- ② 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の(1)及び(2)の事項を禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
- (1) 公衆の一般の利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを **C** こと。

	A	B	C
1 国際通信		電気通信のシステムに適合するすべての可能な	公表若しくは利用する
2 国際通信		無線通信の秩序の維持に必要な	他人の用に供する
3 重要通信		無線通信の秩序の維持に必要な	公表若しくは利用する
4 重要通信		電気通信のシステムに適合するすべての可能な	他人の用に供する

A-22 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について **A** に報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁が **B** に行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して **C** 。

	A	B	C
1 国際電気通信連合の事務総局長		この局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報する
2 その局の属する国の主管庁		この違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報する
3 その局の属する国の主管庁		この局を管轄する国の主管庁	必要な措置を執る
4 国際電気通信連合の事務総局長		この違反を行った局	必要な措置を執る

A-23 局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 移動局及び移動地球局に発給された許可書の検査を容易にするため、自国語で記載された本文には、必要な場合には、国際電気通信連合の業務用語の一による本文の訳文を付加しなければならない。
- 2 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 3 許可書には、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止することを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 4 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。

A-24 アマチュア業務及びアマチュア衛星業務に関する次の記述のうち、無線通信規則（第25条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号を含め、意味を隠すために暗号化されたものとすることができる。
- 2 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、無線通信規則第1条（用語及び定義）に規定されているアマチュア業務の目的及び私的事項に付随する通信に限らなければならない。
- 3 アマチュア衛星業務の宇宙局を許可する主管庁は、アマチュア衛星業務の局からの放射に起因する有害な混信を直ちに除外することができることを確保するため、打ち上げ前に十分な地球指令局を設置するよう措置しなければならない。
- 4 アマチュア局は、その伝送中短い間隔で自局の呼出符号を伝送しなければならない。

B-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) **ア** 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9 MHz から 27.2 MHz までの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が **イ** 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 **ウ** のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が **エ** 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより **オ** ないように運用することができるもので、かつ、 **ウ** のみを使用するもの
- (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

- | | | | | |
|----------------------------------|-----------------|----------|--------|--------|
| 1 小規模な | 2 0.1ワット | 3 0.5ワット | 4 1ワット | 5 5ワット |
| 6 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 | 7 適合表示無線設備 | | | |
| 8 他の無線設備の機能に継続的かつ重大な悪影響を与え | 9 発射する電波が著しく微弱な | | | |
| 10 他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与え | | | | |

B-2 周波数測定装置の備付けに関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア** 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- イ** 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。
- ウ** アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.25パーセント（9 kHzを超え526.5 kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、0.05パーセント）以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているものには、電波法第31条に規定する周波数測定装置を備え付けることを要しない。
- エ** 26.175 MHz以下の周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置を備え付けることを要しない。
- オ** 空中線電力10ワットを超える送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置を備え付けることを要しない。

B-3 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に であること。
- (2) 通信を行うため であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された 内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | | | |
|-------------|------------------|----------|---------------|
| 1 必要最小のもの | 2 通信の相手方若しくは通信事項 | 3 種別 | 4 無線設備の設置場所 |
| 5 無線設備の工事設計 | 6 運用義務時間 | 7 運用許容時間 | 8 記載されたものの範囲内 |
| 9 記載されたもの | 10 十分なもの | | |

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア ERDERNIHAK	・ ・-・ -・・ ・ ・-・ -・ ・・ ・・ ・- -・-
イ ARMBRIDJEN	・- ・-・ -- -・・ ・-・ ・ -・・ ・-- ・ -
ウ PBCHSTOUEG	・--・ -・・ - - - - - - - - - - - - - - - - -
エ BUPRGMENLD	- -
オ KBIURYNTSH	- -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて の停止を命じ、又は期間を定めて を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可等）の許可を受け、又は電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) に従わないとき。
- (4) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から を経過しない者に該当するに至ったとき。

- | | | |
|-----------------------|------------|------------------------|
| 1 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 | 2 電波の発射 | 3 6月 |
| 4 3年 | 5 無線局の運用 | 6 3月 |
| 7 電波の型式若しくは周波数 | | |
| 8 2年 | 9 ①の命令又は制限 | 10 電波法第71条（周波数等の変更）の命令 |

B-6 局の識別に関する次の記述のうち、無線通信規則（第19条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア すべての伝送は、識別信号その他の手段によって識別され得るものでなければならない。しかしながら、技術の現状では、一部の無線方式（例えば、無線測位、無線中継システム及び宇宙通信システム）については、識別信号の伝送が必ずしも可能ではないことを認める。
- イ アマチュア局は、その伝送中に少なくとも5分ごとに識別信号を伝送しなければならない。
- ウ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- エ アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。
- オ 虚偽の又は紛らわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。